

○屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定（松阪市）

平成17年4月1日松阪市告示第219号
最終改正 平成21年3月31日松阪市告示第90号

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）第2条第2項の規定に基づき、三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定による区域及び区間の指定を次のように定める。

1 条例第3条第1項第5号の区間（道路、鉄道等の禁止区間）

(1) 道路

路線名	禁止区間
一般国道23号	津市との境界から小津町の国道23号との分岐点までのバイパス
一般国道42号	八太町の国道42号との交差点から古井町の国道23号との分岐点までのバイパス
一般国道166号	1 奈良県境から飯高町落方地内の落方トンネルまで 2 飯高町波瀬小学校から同町加波地内の南谷口川砂防堰堤まで 3 飯高町乙栗子地内の市道乙栗子線との交点から同町犬飼地内の鍋倉林道との分岐点まで 4 飯高町栗野地内の下栗野谷川との接点から同町田引地内の極楽橋まで 5 飯高町田引地内の岩名橋から同町片栗子地内の中部電力株式会社の発電所ダムまで 6 飯高町虹野地内の不動橋から飯南町粥見地内の飯南高等学校正門まで 7 飯南町出鹿地内の国道368号との分岐点から同町赤滝地内の市道生辺線（市道橋千才橋左岸詰）との交点まで
県道六軒鎌田線	大塚町の一般国道42号との交差点から大平尾町の一般国道23号との交差点までのバイパス

(2) 鉄道

鉄道名	禁止区間
J R 紀勢本線	1 津市との境界から市場庄町地内の近鉄の路線との交差点まで 2 杉地内の金剛川から多気町との境界まで
J R 名松線	上ノ庄駅から津市との境界まで
近鉄名古屋線	津市との境界から市場庄町地内のJ R 紀勢本線との交差点まで
近鉄山田線	杉地内の金剛川から明和町との境界まで
近鉄大阪線	伊勢中川駅から津市との境界まで

2 条例第3条第1項第6号の区域（道路、鉄道等に接続する地域の禁止区域）

(1) 道路

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間の両側500メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

イ 1の(1)の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間の両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

(2) 鉄道等

1の(2)の表の禁止区間の欄に掲げる鉄道の区間（駅構内の上り線発車信号機から進行方向に100メートル（急行列車の停車駅にあっては、150メートル）の地点と下り線発車信号機から進行方向に100メートル（急行列車の停車駅にあっては、150メートル）の地点との間を除く。）の両側100メートル以内の区域で当該区間内の鉄道から見える地域

3 条例第3条第1項第12号の区域（禁止区域とする広場）

東海旅客鉄道株式会社松阪駅前広場

近畿日本鉄道株式会社松阪駅前広場

4 条例第4条第1項第5号の区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

- (1) 市道市民会館前通り線のうち、県道松阪第2環状線との交差点から県道辻原西町線との交差点までの区域
- (2) 国道及び都市計画区域内の主要地方道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から10メートル以内のうち当該道路の区域

附 則（平成17年4月1日松阪市告示第219号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月17日松阪市告示第115号）

この告示は、平成18年4月17日から施行する。

附 則（平成19年4月15日松阪市告示第168号）

この告示は、平成19年4月15日から施行する。

附 則（平成21年3月31日松阪市告示第90号）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。ただし、1の項（1）の表の改正規定中

「

路線名	禁止区間
一般国道23号	嬉野新屋庄町の県道嬉野津線との交差点から小津町の国道23号との分岐点までのバイパス
一般国道42号	上川町の県道松阪第2環状線との交差点から古井町の国道23号との分岐点までのバイパス

」を

「

路線名	禁止区間
一般国道23号	津市との境界から小津町の国道23号との分岐点までのバイパス
一般国道42号	八太町の国道42号との交差点から古井町の国道23号との分岐点までのバイパス
県道六軒鎌田線	大塚町の一般国道42号との交差点から大平尾町の一般国道23号との交差点までのバイパス

」に

改める部分は、一般国道23号のうち津市との境界から嬉野新屋庄町の県道嬉野津線との交差点までの区間及び一般国道42号のうち八太町の国道42号から上川町の県道松阪第2環状線との交差点までの区間並びに県道六軒鎌田線の全指定区間の供用開始の告示の日から施行する。

- 2 4の項（1）に改める部分は告示の施行の日から3年間は適用しない。